第百五十三条第四項中「第八百七十条（第四号」を「第八百七十条第二項（第二号」に、「聴取」を「聴取）、第八百七十条の二（申立書の写しの送付等）に、「第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十二条の二（抗告状の写しの送付等）」に改める。

第百六十三条中「第八百七十条（第十三号」を「第八百七十条第一項（第十号」に、「第八百七十条（第二号」を「第八百七十条第一項（第一号」に改める。

第百七十九条第一項中「第八百七十条（第二号、第三号、第八号及び第九号」を「第八百七十条第一項（第一号、第二号、第五号及び第六号」に改める。

第二百三十八条第一項中「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百条」に改め、同条第二項中「第百四十八条第一項」を「第百六条第一項」に改め、同条第三項中「第百五十六条」を「第百十四条」に改める。

第二百四十九条第二項中「第八百七十条（第十号」を「第八百七十条第一項（第七号」に改める。

第二百六十条第六項中「第八百七十条（第三号」を「第八百七十条第一項（第二号」に改める。

（資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百二十六条　前条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律第二百三十八条の規定の適用については、旧非訟事件手続法第百四十二条に規定する公示催告手続（第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）を新非訟事件手続法第百条に規定する公示催告手続と、旧非訟事件手続法第百四十八条第一項に規定する除権決定（第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）を新非訟事件手続法第百六条第一項に規定する除権決定と、旧非訟事件手続法第百五十六条に規定する公示催告の申立てを新非訟事件手続法第百十四条に規定する公示催告の申立てと、それぞれみなす。

（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部改正）

第百二十七条　産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第三十条の二十第五項中「第八百七十条（第一号に係る部分に限る。）」を「第八百七十条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二」に、「第四号に係る部分に限る。）」を「第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二」に改める。

（任意後見契約に関する法律の一部改正）

第百二十八条　任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第十二条及び第十三条を削る。

（後見登記等に関する法律の一部改正）

第百二十九条　後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号及び第四号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、「（法人にあっては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店）」を削り、同項第九号を次のように改める。

九　家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第百二十七条第一項（同条第五項並びに同法第百三十五条及び第百四十四条において準用する場合を含む。）の規定により成年後見人等又は成年後見監督人等の職務の執行を停止する審判前の保全処分がされたときは、その旨

第四条第一項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　前号に規定する規定により成年後見人等又は成年後見監督人等の職務代行者を選任する審判前の保全処分がされたときは、その氏名又は名称及び住所

第四条第二項中「後見等の開始の審判前の保全処分（政令で定めるものに限る。）」を「家事事件手続法第百二十六条第二項、第百三十四条第二項又は第百四十三条第二項の規定による審判前の保全処分（以下「後見命令等」と総称する。）」に、「政令で定める事項」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　後見命令等の種別、審判前の保全処分をした裁判所、その審判前の保全処分の事件の表示及び発効の年月日

二　財産の管理者の後見、保佐又は補助を受けるべきことを命ぜられた者（以下「後見命令等の本人」と総称する。）の氏名、出生の年月日、住所及び本籍（外国人にあっては、国籍）

三　財産の管理者の氏名又は名称及び住所

四　家事事件手続法第百四十三条第二項の規定による審判前の保全処分において、財産の管理者の同意を得ることを要するものと定められた行為

五　後見命令等が効力を失ったときは、その事由及び年月日

六　登記番号

第五条第三号及び第六号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、「（法人にあっては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店）」を削り、同条第九号を次のように改める。

九　家事事件手続法第二百二十五条において準用する同法第百二十七条第一項の規定により任意後見人又は任意後見監督人の職務の執行を停止する審判前の保全処分がされたときは、その旨

第五条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　前号に規定する規定により任意後見監督人の職務代行者を選任する審判前の保全処分がされたときは、その氏名又は名称及び住所

第六条中「第四条第二項」及び「政令で定める保全処分」を「後見命令等」に改める。

第七条第一項第一号中「掲げる者」を「規定する者」に改め、同項第二号中「掲げる者」を「規定する者」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　第四条第一項第十号に規定する職務代行者　同号に掲げる事項

三　第四条第二項第二号又は第三号に規定する者　同項各号に掲げる事項

第七条第一項に次の一号を加える。

五　第五条第十号に規定する職務代行者　同号に掲げる事項

第七条第二項中「成年被後見人等の親族」の下に「、後見命令等の本人の親族」を加える。

第八条第二項中「前条第一項第二号」を「前条第一項第四号」に改める。

第十条第一項第四号を次のように改める。

四　自己を成年後見人等、成年後見監督人等又は任意後見監督人の職務代行者（退任したこれらの者を含む。）とする登記記録

第十条第一項に次の三号を加える。

五　自己を後見命令等の本人とする登記記録

六　自己を財産の管理者（退任した者を含む。）とする登記記録

七　自己の配偶者又は四親等内の親族を後見命令等の本人とする登記記録

第十条第二項第一号中「若しくは」を「、後見命令等の本人又は」に改め、「又は第四条第二項に規定する保全処分に係る登記記録で政令で定めるもの」を削り、同項第三号中「成年被後見人等」の下に「又は後見命令等の本人」を加え、「又は第四条第二項に規定する保全処分に係る登記記録で政令で定めるもの」を削り、同条第三項第三号を次のように改める。

三　自己が成年後見人等、成年後見監督人等又は任意後見監督人の職務代行者であった閉鎖登記記録

第十条第三項に次の二号を加える。

四　自己が後見命令等の本人であった閉鎖登記記録

五　自己が財産の管理者であった閉鎖登記記録

第十条第四項中「若しくは」を「、後見命令等の本人又は」に改め、「又は第四条第二項に規定する保全処分に係る閉鎖登記記録で政令で定めるもの」を削る。